

「山梨県世界遺産富士山基本条例（仮称）」（骨子案）

第1 総則

1 条例の目的

この条例は、富士山の保全について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにし、並びに富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって富士山の後世への継承に資することを目的とすること。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 富士山 (4)を除き、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産である富士山のうち、県の区域内に存するものをいう。
- (2) 富士山の保全 富士山の有する顕著な普遍的価値の保全をいう。
- (3) 顕著な普遍的価値 人類全体にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を有する傑出した文化的な意義をいう。
- (4) 富士登山 富士山（山岳である富士山をいう。）における登山をいう。

3 基本理念

- (1) 富士山の保全は、富士山の所在する場所及びその周辺の地域の良い景観の形成並びに自然環境の保全及びその適正な利用の確保が図られるとともに、富士山を構成する個々の文化財が適切に保存され、及び管理されることを旨として、行われなければならないものとする。
- (2) 富士山の保全は、近世から続く人々による富士登山、山麓の霊場への巡礼等が富士山の有する顕著な普遍的価値の構成要素であり、これらの活動が持続可能なものとなることが重要であることに鑑み、人々が安全に安心して富士山が所在する場所及びその周辺の地域を来訪することができる環境を整備することを旨として、行われなければならないものとする。
- (3) 富士山の保全は、富士山が国、県、関係地方公共団体、民間団体等の多様な主体によって管理され、又は利用されているものであることに鑑み、これらの関係者の相互の密接な連携の下に、行われなければならないものとする。

4 県の責務

県の責務として、次の事項を定めること。

- (1) 基本理念にのっとり、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- (2) 基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携して、富士山の保全に関する施策を推進するための体制を整備すること。

5 県民等の役割

県民及び来訪者の役割として、次の事項を定めること。

- (1) 基本理念にのっとり、富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組むよう努めること。
- (2) 基本理念にのっとり、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めること。

6 事業者の役割

事業者の役割として、次の事項を定めること。

- (1) 基本理念にのっとり、その事業活動に関し、富士山の所在する場所及びその周辺の地域の良い景観の形成及び自然環境の保全、富士山を構成する個々の文化財の保護、来訪者の安全の確保その他の富士山の保全について配慮すること。
- (2) 基本理念にのっとり、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2 基本的施策

7 県の施策の策定等に当たっての配慮

県は、富士山が所在する場所及びその周辺の地域の良い景観又は自然環境の保全に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、当該地域の良い景観又は自然環境の保全について配慮するものとする。

8 良い景観の形成等

県は、富士山が所在する場所及びその周辺の地域の良い景観の形成及び自然環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

9 富士山を構成する個々の文化財の適切な保存及び管理

県は、富士山を構成する個々の文化財の適切な保存及び管理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

1 0 来訪者の特定の時期への集中による影響の防止

県は、来訪者が特定の時期に集中することによる富士山の保全への影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

1 1 富士山の保全に関する学習等

県は、県民、来訪者その他の者が、富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、及び富士山の保全に関する意識を高めるとともに、これらの者の富士山の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

1 2 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

県は、県民、民間団体等が自発的に行う富士山の保全に関する活動が促進されるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

1 3 富士山及びその周辺の地域への安全・安心な来訪のための措置

県は、人々が安全に安心して富士山が所在する場所及びその周辺の地域を来訪することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

1 4 富士登山をする者が遵守すべき事項等の周知

県は、富士山が所在する場所の自然環境の保全を図り、かつ、富士登山の安全の確保を図るため、国、関係地方公共団体その他の関係者と連携しつつ富士登山をする者が遵守し、又は注意すべき事項を周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

1 5 巡視等の実施

県は、関係地方公共団体との連携の下に富士山の保全に関する施策を適正に実施するために必要な巡視、観測及び測定を行うとともに、富士山が所在する場所及びその周辺の地域の自然環境又は富士山の歴史及び文化に関する調査研究その他の富士山の保全に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査研究を実施するものとする。

1 6 巡視等の体制の整備

県は、前項に規定する巡視、観測、測定及び調査研究の体制を整備するものとする。

第3 雑則

1 7 協力の要請

県は、富士登山をする者に対し、富士山の保全に関する施策を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

1 8 財政上の措置

県は、富士山の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4 附則

1 9 施行期日

公布の日から施行